

令和 2 年 3 月 18 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月18日（最終日）

- 日程第1 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊明市内における交通事故））
- 日程第2 議案第2号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程第3 議案第3号 南知多町総合計画条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第16号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和2年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

- 日程第22 議案第22号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第24 請願第1号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第25 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書
- 日程第26 閉会中の継続審査（調査）について

2 会議に付した事件

日程第1から日程第26までの事件

追加日程第1 議案第24号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第2 議案第25号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
防災安全課長	滝本功	税務課長	神谷和伸
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
地域振興課長	滝本恭史	検査財政課長	山下忠仁
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛

産業振興課長	鈴木 淳 二	水道課長	坂本 有 二
厚生部長	田中 吉 郎	住民課長	宮地 利 佳
福祉課長	相川 和 英	環境課長	富田 和 彦
保健介護課長	田中 直 之	教 育 長	高橋 篤
教育部長	山下 雅 弘	学校教育課長	石黒 俊 光
社会教育課長	森 崇 史	学校給食センター所長	山本 剛 資
会計管理者 兼出納室長	山本 有 里		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	大久保 美 保	係	長	磯 部 貴 宏
--------	---------	---	---	---------

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

去る3月5日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査を頂きまして、誠にありがとうございました。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、愛知県内でも感染者が報告され、注意喚起が促されています。感染拡大が懸念されていることから、傍聴者の皆様には御迷惑と御不便をおかけいたしますが、別室での音声傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、感染防止のため、せきエチケットを推奨しております。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊明市内における交通事故））

○議長（藤井満久君）

日程第1、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（豊明市内における交通事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、報告第3号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

2枚目を御覧ください。

専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

豊明市阿野町地内で発生しました交通事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

1の相手方につきましては、記載のとおりであります。

2の事故の概要につきましては、平成31年4月19日、午後3時35分頃、研修に参加中の職員が研修先の豊明市阿野町市内の駐車場において、公用車を後退させて出庫する際に後方確認を怠り、駐車してあった相手方の自家用車に衝突し、当該車両を損傷させたものでございます。

3の損害賠償の額及び和解の内容につきましては、損害賠償の額は27万9,288円で、和解の内容は、町は相手方に対し、事故に係る自動車の修理代及びその他一切の費用として上記損害賠償の金額を支払うこととするものであります。

今後におきましても、安全運転を徹底するよう指導に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって報告を終わります。

日程第2 議案第2号 辺地総合整備計画の策定について

○議長（藤井満久君）

日程第2、議案第2号 辺地総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る12日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、篠島と日間賀島における小・中学校に関連した事業費に差異があるのはなぜか。答弁としまして、両島における小・中学校の実施予定事業が違うためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 南知多町総合計画条例の制定について

○ 議長（藤井満久君）

日程第3、議案第3号 南知多町総合計画条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（藤井満久君）

日程第4、議案第4号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、第2条において「署名捺印」を「署名押印」としたのはなぜか。答

弁としまして、法令においては「捺印」を「押印」と表記するよう定められているため、規定の追加に合わせて字句の整理として改正するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、議案第4号 南知多町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例に、反対の討論をいたします。

宣誓書に自分で判こを押して、名前を書いて1枚の紙を出せばよいとする改正は、公務員としての自覚を弱める条例改正で反対です。

地方公務員法第31条には、サービスの宣誓について、職員が条例の定めるところによりサービスの宣誓をしなければならないと定められております。サービスの宣誓の義務は、職員が国民・住民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するものであることから課せられる義務です。この宣誓は、職員としての自覚を促すものです。任命権者に対する宣誓ではなく、住民に対する宣誓です。つまり、宣誓は職員がサービス上の義務を負うことを確認するものです。

南知多町の宣誓書は次のような文面です。

宣誓書。私は、主権が国民に存することを認め、日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の責任者として誠実にかつ公正に職務を執行することを誓います。

（「議会運営」と呼ぶ者あり）

この宣誓書を南知多町の条例では... ..。

○ 議長（藤井満久君）

石垣議員。

○ 6番（石垣菊蔵君）

ただいまの内田議員の発言は、この宣誓に関する全文に対する意見でありまして、今回の改正は、条項部分の改正だけであると思っておりますので、全文に対するこの意見というのは今回却下していただきたいと思っております。以上です。

○ 議長（藤井満久君）

内田議員、気をつけてください。

○ 5番（内田 保君）

分かりました。

この宣誓書の南知多町の条例では、これまで正規の新規職員は、上司の面前で署名捺印することを、押印することを条例で定めて実施してきました。

今回の条例改正は... ..。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○ 議長（藤井満久君）

石垣議員。

○ 6番（石垣菊蔵君）

先ほど言ったように、同じ答弁を繰り返しておりますので、停止をお願いいたします。

○ 5番（内田 保君）

同じじゃありません。

○ 議長（藤井満久君）

簡潔に、内田議員、よろしく申し上げます。

○ 5番（内田 保君）

今回の条例改正は、会計年度任用職員だけ別段の定めで、その上司の前で署名捺印・押印する義務を省こうとするものですが、同じ地方公務員です。ほかのまちのように会計年度任用職員が1,000人もいるわけではありません。140人の中から問題なく各所属の上司の面前で署名捺印することができます。別に町長の面前でとは言っておりません。課長でも係長でも部長でも主幹でもいいのです。会計年度任用職員だからといって、この宣誓を正規職員と同じようにせず、宣誓を正規職員とは別段の定めで、紙1枚で簡略化することは、これは南知多町では必要ありません。会計年度任用職員も地方公務員と

しての憲法、地方自治法、地方公務員法等の尊重擁護義務の意識化及び公務員としての町民・国民への全体の奉仕者としての自覚化、意識化を最初にしっかり学ぶことが、しっかり持ってもらうことが重要であり、それを弱める規定になり問題です。条例改正には反対いたします。

○ 議長（藤井満久君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例について

○ 議長（藤井満久君）

日程第5、議案第5号 南知多町消防団条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、消防団員の定員を削減することで予算に影響はあるか。答弁としまして、報酬や報償費など、消防団活動経費については、令和元年度と比較して、歳出予算が159万1,500円の減額となります。

次の質疑としまして、消防団員の定員を今後削減する計画はあるか。答弁としまして、現段階では計画はありません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第6号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、身体障害者等が所有する軽自動車等で、軽自動車税の種別割を減免している軽自動車等は何台か。答弁としまして、身体障害者が所有するものが97台、知的障害者が所有するものが7台、精神障害者が所有するものが5台の合計109台です。

次の質疑としまして、軽自動車税の種別割の減免の内容は何か。答弁としまして、課税額の全額を減免するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番（内田 保君）

それでは、議案第7号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

県一高い南知多町の国保税を改善することなく、県の標準保険料率に基本的に合わせる増税改定は問題であります。今回の国保税の値上げの提案は、低所得者を医療から遠ざけ、負担を負わせるもので認められません。

町の世帯別のモデルケースで、現役40代夫婦と未成年子供2人の4人世帯の場合、世帯所得ゼロ円、7割軽減世帯では、現行5万6,000円は改定後6万5,500円、9,500円の値上げです。約16%の値上げです。世帯所得200万円でも34万5,000円から37万6,900円でも3万1,900円、これは約9.2%の値上げであります。低所得者世帯ほど値上げ率が高くなっています。また、滞納世帯でも、平成30年度の資料では所得ゼロ円から50万円世帯が7.4%と一番多くなっております。

今回の増税は、低所得者にさらに負担を負わせるものです。赤字だから仕方がないと認識を示していますが、町民にとってはとんでもないことです。国保税は最後は誰でもお世話になる医療保険制度です。

一般会計からの繰入れは様々な意見があることは承知しております。町民の一番大事な命を守る大事な制度です。南知多町は高齢者の町で、今後ますます増えていく町です。国民健康保険制度の維持を町の改定の中心に位置づけても問題はないでしょう。財政調整基金の9億4,000万円の中から思い切って1億円程度入れて、誰でもお世話になる命を守る制度の維持こそ行政の役割ではないでしょうか。安心して誰でも使える国民健康保険制度を維持することが必要です。増税提案条例は認められません。

○ 議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○ 議長（藤井満久君）

日程第8、議案第8号 南知多町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主な概要を申し上げます。

質疑としまして、第29条第2項において追加された公営住宅法施行令第10条の基準により定められた金額は幾らか。答弁としまして、25万9,000円以上、31万3,000円未満と

定められています。

次の質疑としまして、第42条第3項の法定利率とは何か。答弁としまして、改正された民法404条に年3%と定められており、3年ごとに変動することとされています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第9、議案第9号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第9号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る10日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、研修修了者が業務に当たるべきと考えるが、研修修了予定と読み替える状況はどうか。答弁としまして、雇用者全員が修了者ではないが、半数が教員資格や保育資格を持った方が支援員としており、質の確保を図っています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第10号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第10号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑はなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第11号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、手数料の設定について、一定量までは無料で、一定量を超えると料金が高くなる方法もあるが検討をしたか。答弁としまして、検討をしましたが、今後ごみの広域処理が進むため、近隣市町の状況も踏まえ、一律1袋での手数料設定をしています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

議案第11号 南知多町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対の討論をいたします。

令和3年からの可燃ごみ有料化提案は、住民の同意が得られないままの条例提案です。本来、有料化は、もともと枯れ枝、枯れ草処理をしてからごみ処理有料化計画のはずでした。それを実施しておりません。また、プラスチックの資源回収の計画も実施せず、その行政側の必要な努力を果たさず、町民へ突然の計画変更の押しつけです。一部パブリックコメントはあったものの、令和3年からのごみ処理有料化の案は、町民の理解はいまだ得られておりません。

そして、ごみ減量化の計画はお金だけで脅す政策だけでは、恐らく成功しません。有料化の方法にしても、様々な町民へのごみ減量の方法を提案することができたはずです。例えば、先ほど言いましたような、東海市方式、減量有料化策を本当に真剣に検討されたのでしょうか。東海市では、町民への直接の有料化負担を初めから手数料設定するわけではなく、ごみ減量への行政からの一定負担を町民に示した後、有料化になっています。一定のポリ袋を各世帯に無料で配付し、それ以上の負担は1,200円という高いごみ有料化をしております。値段も45リットル500円とするほかの市町と横並びの有料化する必要はさらさらありません。400円だっていいのです。パブリックコメントを検討されたのでしょうか。不十分です。

最後に、ごみ処理問題は、基本的にリデュース・リユース・リサイクル・リフューズの循環型社会の形成に向け、町民、事業者、行政が連携して進めることが重要です。また、町と町民が一体となっただごみ減量に向けての粘り強い意識改革の具体的な施策こそ必要であると考えます。

今後の丁寧な住民説明を求め、まだまだ住民説明には不十分と考え、条例改正には反対します。

○ 議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第12号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第12号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第12号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主な概要を申し上げます。

産業振興課関係について。

質疑としまして、プレミアム付商品券事業の申請者が少なかった理由は何か。答弁としまして、商品券を購入する前に購入引換券交付申請が必要であり、手続が煩雑であったことと、給付型でなかったため、購入費用が負担になったことが考えられます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第13、議案第13号 令和元年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第13号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(藤井満久君)

日程第14、議案第14号 令和元年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました議案第14号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑は、確認書に関する事項の質問でありましたので、報告は省略し、それ以外質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分といたします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いいたします。

[休憩 10時07分]

[再開 10時20分]

○議長(藤井満久君)

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第15 議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(藤井満久君)

日程第15、議案第15号 令和元年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長(鈴木浩二君)

ただいま上程されました議案第15号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第15号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第16号 令和元年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○ 総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第16号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第16号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算

○ 議長（藤井満久君）

日程第17、議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○ 文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、公民館維持管理費のうち、会計年度任用職員7人の配置先はどこか。答弁としまして、町民会館に4名、町公民館に1名、豊丘むくろじ会館に2名です。

次の質疑としまして、運動公園の管理人派遣委託はどこへ委託するのか。答弁としまして、南知多町シルバー人材センターです。

学校教育課関係について、質疑としまして、教育総務費事務局一般管理費の会計年度任用職員報酬23人の内訳は何か。答弁としまして、教育指導員1人、教育相談員1人、スクールソーシャルワーカー1人、学習生活支援員19人、学校教育課事務職員1人です。

次の質疑としまして、小学校外国人英語講師派遣業務の時間数は何時間か。また、外国人英語講師は何人か。答弁としまして、小学校5・6年生は1クラス年間50時間、3・4年生は1クラス年間15時間です。また、2人の外国人英語講師が町内6小学校を担当しています。

学校給食センター関係について、質疑としまして、会計年度任用職員の人数は、平成31年度の臨時職員数と同じか。答弁としまして、同じ人数です。

次の質疑としまして、新学校給食センター建設工事発注者支援業務はどのような機関に委託するのか。答弁としまして、公共工事の品質確保のため、品質確保に関する推進協議会から公共工事発注者支援機関として認定されている愛知県内の法人です。

住民課関係について、質疑としまして、戸籍情報システム改修業務委託料と平成31年度予算の旧姓併記住基システム改修委託料の違いは何か。答弁としまして、戸籍情報システム改修業務委託料は、行政手続や戸籍の届出において戸籍謄本や抄本の添付を省略できるように戸籍システムを回収するもので、旧姓併記住基システム改修委託料は、住民票等に旧姓を併記できるように住基システムを改修したものです。

次の質疑としまして、後期高齢者歯科健診事業委託料の委託先はどこか。答弁としまして、町内の歯科医院に委託したいと考えています。

福祉課関係について質疑としまして、社会福祉協議会補助金の補助対象の職員数は何人か。答弁としまして、事務局長1人、職員5人の計6人です。

次の質疑としまして、障害福祉サービス離島交通費扶助の助成対象者は誰か。答弁としまして、半島側から両島に行き、サービス提供を行う事業所です。

保健介護課関係について、質疑としまして、知多圏域介護保険事業共同研究委託料はどこに委託し、どのような事業を行っているのか。答弁としまして、日本福祉大学に委託しており、介護保険給付実績データ等を提供し、認定状況やサービスの利用状況等の分析・報告を行っています。また、本町同様に委託している知多半島の市町との比較分析も行っていました。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

次に、鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第17号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

出納室関係について、質疑としまして、指定金融機関出納事務取扱手数料の増額理由は何か。答弁としまして、指定金融機関であるあいち知多農業協同組合の派出所派遣職員の人件費を増額したことと、消費税増税により内税を外税にしたためです。

建設課関係について、質疑としまして、道路橋梁維持補修事業費における道路用地購入費と物件補償費とは何か。答弁としまして、県が行う都市計画道路、豊丘豊浜線街路整備事業に関連する町道3209号線の道路改築事業によるもので、それぞれの事業用地に係る2人の地権者に対し、用地費と用地面積で案分した建物の建物補償費を計上したものです。

産業振興課関係について、質疑としまして、師崎港観光センター周辺整備調査業務委託とはどのような調査をするのか。答弁としまして、民間事業者に設計、建設、運営を行わせる手法の導入について検討する調査です。

企画課関係について、質疑としまして、町制60周年記念コンテスト表彰200万円はどのようなものを参考に決めたか。答弁としまして、全国のコンテスト事例を参考にし、

町制60周年の目玉事業となるよう入賞区分や賞金額等を今後調整していきます。

次の質疑としまして、A I－O C R使用料とはどういうもので、毎年使用料を負担することになるのか。答弁としまして、A I－O C Rは、住民から提出された手書き等の申請書をデータ化するためのシステムであり、県内の市町村が共同利用するものです。令和2年度から5年間、毎年使用料を負担し、利用をしていく予定です。

地域振興課関係について、質疑としまして、地域公共交通活性化・再生総合事業推進業務委託料が372万4,000円の増額となっているが、要因は何か。答弁としまして、令和2年度において、次期、地域公共交通形成計画を策定する必要があるため、その計画策定に要する経費分が増額となっています。

検査財政課関係について、質疑としまして、ふるさと納税の寄附額が令和元年度より3,000万円増の1億7,000万円と見込んでいるが、その根拠は何か。答弁としまして、新たなふるさと納税業務代行業者を加え、新規事業者の拡大と返礼品の拡充を図ることと、過去の実績に基づき、毎年3,000万円増額となっているため、令和2年度も増額を見込んでいます。

次の質疑としまして、ふるさと納税の郵便料が増額している理由は何か。答弁としまして、寄附件数を令和元年度より2,000件増の8,000件と見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番（内田 保君）

それでは、議案第17号 令和2年度南知多町一般会計予算に反対の討論をいたします。

多くの論点がありますが、今回は新たな会計年度任用職員の予算どおりの内容から問題を絞って指摘します。

まず、会計年度任用職員への対応が国の精神に従った扱いになっておらず、1年限りの首切りが出ている公務員を増やすだけの改悪です。住民サービスにとっても不安定で、専門的知識を担保できない地方公務員を増やすだけの施策であります。

今回の一般会計予算では、新たな会計年度任用職員制度導入に伴う関係予算が多くの款にわたって見られます。しかし、南知多町の会計年度任用職員への施策は、非正規と正規の格差をなくし、同一労働・同一賃金を目指す国の改革とは真逆の対応となっています。正規職員と同じ対応をすることを原則とした法改正にもかかわらず、そのようになっておりません。

この一番の原因は、南知多町がパートタイム条例のみを制定したことです。期末手当は支給するが勤勉手当は支給しない。育休者の職場復帰時の号給調整も会計年度任用職員には適応しない条例になっているからです。フルタイム条例を制定すべきでした。

具体的には、特に今年度は保育士、保育所調理員、サービスセンター用務員、ケアマネジャー、公民館管理人等、15名が7時間45分のフルタイム臨時職員が働いております。フルタイム条例がないために、来年度の予算では、全て15分程度業務時間を切った7時間30分の会計年度任用職員に配置替えをしてしまいました。本来フルタイムで雇っていたならば、正規職員として採用してもおかしくないのです。

ただ、この予算では、臨時職員時の賃金と会計年度任用職員の報酬では、できる限り同じような対応にしようとしていることの努力は認めます。しかし、令和2年1月31日付の総務省の会計年度任用職員制度に向けた質疑応答集の追加について見られたでしょうか。文書で指摘されたことが守られておりません。令和2年1月31日付総務省通知の追加設問では、パートタイム会計年度任用職員とし、任用することを目的に、例えば週5日の勤務の職について、1日当たり勤務時間を7時間30分とするなど、勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりも僅かに短く設定しても差し支えないか。こういう説明をうたっております。これに対して総務省の回答は、単に勤務時間の確保に伴う財政上の制約を理由として、合理的理由のない短い勤務時間を設定し、フルタイムでの任用について抑制を図ることは適正な任用勤務条件に欠くことをいう、法改正の趣旨の沿わないものである。

こうしたことから、パートタイム会計年度任用職員として位置づけること自体を目的として、例えば勤務時間をフルタイム会計年度任用職員よりも1日当たり15分を短くするなど、僅かに短く設定することは適切ではない。まさに、南知多町の会計年度任用職

員の扱いは総務省通知に背くものです。

具体的な賃金差別も明瞭です。

213ページの予算書、正規職員の学校用務員さんの賃金と、209ページの会計年度任用職員の学校用務員さんの報酬を比べてみると、会計年度任用職員の学校用務員では1人当たり約180万円の報酬ですが、正規職員の学校用務員の賃金は290万円になります。期末・勤勉手当では、会計年度任用職員の学校用務員は期末手当のみで25万円、正規用務員さんは期末手当と勤勉手当も出して100万円です。トータルの報酬は賃金額の年収比較は、会計年度任用職員の学校用務員は205万円、正規学校用務員は390万円となります。これは差別ではないでしょうか。学校用務員の仕事は15分切っても基本的なことは変わりません。やるべきことはやらなくてはなりません。同一労働同一賃金の精神を守らないもので、明らかに差別です。働き方改革の精神に背く南知多町の施策は全く認められません。人を大事にしない町に未来はありません。

そのほか、この一般会計には、リニア中央新幹線促進期成同盟会の負担金3,000円、滞納整備機構50万円、町村議会議長負担金24万7,000円とよく分からない負担金、もっと削減できる負担金がある。全ての課にわたってあり、問題です。本予算では、今まで私が問題提起してきた自治大学入校負担金10万4,000円と日本経営協会研修負担金3万5,000円が削られました。勇気ある決断です。つまり、厳しく吟味すれば減らすことができるのです。ほかの負担金についても、厳しく町民の立場からその税金の支出の必要性を吟味することが必要です。問題が多いこの一般会計予算は問題であり、認められません。反対します。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたしますが、そのまま、皆さん、しばらくお待ちください。

[休憩 10時39分]

[再開 10時40分]

○議長（藤井満久君）

ここで休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

お諮りします。町長から議案第24号及び議案第25号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、議案第24号及び追加日程第2、議案第25号を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

追加日程第1 議案第24号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第2 議案第25号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

追加日程第1、議案第24号及び追加日程第2、議案第25号を一括議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第24号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）、追加日程第2、議案第25号 令和2年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の2件は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中川昌一君）

議案第24号は令和元年度の、議案第25号は令和2年度のいずれも一般会計の補正でございます。

まず、議案第24号 令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算は、去る1月30日に成立した国の令和元年度補正予算により内示のありました新学校給食センター整備事業費につきまして、令和2年度当初予算に計上しました予算の一部を前倒し、実施するものでございます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,160

万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億30万2,000円とするものであります。

第2条は、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

下の表、3.歳出であります。

10款教育費、5項保健体育費、4目給食施設費は5億3,160万1,000円の増額補正であります。これは、新学校給食センターの整備に伴う委託料、工事請負費、公有財産購入費を計上するものであります。

次に、歳入の説明を申し上げます。

上段の表、2.歳入であります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は6,246万8,000円の増額補正であります。

これは、歳出で説明いたしました事業に対する国からの学校施設環境改善交付金で、内示を受けた額でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設等整備基金繰入金は、3,863万3,000円あります。

これは、歳入歳出予算の財源調整としまして、公共施設等整備基金からの繰入金を計上するものであります。

21款町債、1項町債、4目教育債は4億3,050万円の増額補正であります。歳出予算の財源としまして、学校給食センター整備事業債を増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3ページを御覧ください。

第2表、継続費であります。

学校給食センター整備事業につきましては、事業の完了までに複数年を要することから、継続費として経費の総額及び年割額を表のとおりに定めるものであります。

次に、4ページを御覧ください。

第3表、地方債補正であります。

歳入の21款町債にて説明させていただきました地方債の変更で、学校給食センター整備事業債の限度額を4億4,840万円に増額するものであります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

第2表、継続費で御説明しました継続費について、令和元年度以降の支出予定額及び事業の進行状況等に関する調査でございます。

次に、12ページを御覧ください。

一般会計の地方債残高は表の一番下、合計欄の右端になります。令和元年度末現在高見込額は71億5,526万2,000円であります。

以上で議案第24号の説明を終わりました、続いて議案第25号 令和2年度の補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この補正は、先ほど御説明申し上げました令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）と一連のもので、国の令和元年度補正予算により内示のありました新学校給食センター整備事業費につきまして、令和元年度に前倒し計上しました事業費の減額補正となっております。

補正予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億3,160万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億839万9,000円とするものであります。

第2条は継続費の補正で、継続費の廃止をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の補正をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から説明をいたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、6目検査管財費は、学校給食センター整備事業に係る検査補助業務を一般財源で補うための財源更正であります。

10款教育費、5項保健体育費、4目給食施設費は5億3,160万1,000円の減額補正であります。

次に、歳入の説明を申し上げます。

8 ページ、9 ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金は、令和2年度当初予算に計上しております学校施設環境改善交付金5,378万1,000円の減額補正であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、3目公共施設等整備基金繰入金は3,628万4,000円の減額補正であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は96万4,000円の増額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整であります。

22款町債、1項町債、6目教育債は4億4,250万円の減額補正であります。これは、教育債のうち、学校給食センター整備事業債を減額するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、3 ページを御覧ください。

第2表、継続費であります。

継続費につきましては、先ほど御説明いたしました令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）におきまして、改めて設定いたしましたので、令和2年度当初予算で設定しておりました継続費を廃止するものであります。

次に、4 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正であります。

歳入の22款町債にて説明させていただきました地方債の廃止であります。

次に、12ページ、13ページを御覧ください。

継続費につきまして、上段の表において、令和2年度南知多町一般会計の当初予算にて設定されておりました継続費を廃止し、下段の表において、令和元年度南知多町一般会計補正予算（第5号）にて設定しました継続費の過年度議決分（2か年目）として支出予定額及び事業の進行状況等を示した調書でございます。

最後に、14ページを御覧ください。

一般会計の地方債残高は、表の一番下、合計欄の右端になります。令和2年度末現在高見込額は69億401万9,000円であります。

以上で提案理由の御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第18、議案第18号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第18号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険システム改修業務委託料の内容は何か。答弁としまして、被保険者証番号に加え、被保険者一人一人に2桁の番号をつけることにより、個人の特定を可能とし、国民健康保険及び社会保険等の資格情報を一元管理できるようになります。また、マイナンバーカードで医療機関等を受診できるようにもなります。

次の質疑としまして、国民健康保険団体連合会負担金の算定根拠は何か。答弁としまして、国民健康保険団体連合会から示された1人当たりの単価に被保険者の見込み数を乗じて算出しています。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番（内田 保君）

それでは、議案第18号 令和2年度南知多町国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

まず、さきの条例改正された5,500万円増の国保税値上げ条例を前提とした国民健康保険特別会計であります。認められません。

第2点目は、今まで私が指摘してきた問題である国民健康保険運営協議会に議員が参加し、報酬を受けることが続いている、その議案であり、そのための報酬等の支出を予算化しております。問題です。議員選出の委員にも報酬の支出がなされようとしており、

これは適正でしょうか。議員は既に議員職としての報酬を受けております。さらに審議会の数時間のための6,300円の報酬を受けていることは、税金の二重取りとの町民の批判を免れないものであると考えます。別物であるとの反論もあると思いますが、少なくとも町会議員選出の委員は無報酬とするべきであると考えます。

この問題は、そのほかの審議会や協議会の本来の役割を再度見直し、条例の改正や運用の在り方を見据えて、今後、抜本的に見直していくことが必要です。国保運営協議会では、公益代表とする者が5人全て議員の任命になっております。議員、議会としてチェックする機能を果たすべき議員に、あらかじめ保険料や税金を談合させるような組織でいいでしょうか。武豊町、美浜町では、法的縛りのある都市計画委員は2人程度の議員代表のみ入れておりますが、納付額等を話し合う国保、介護の審議会には議員代表は入っておりません。当然、報酬の予算はありません。知多半島で南知多のみ遅れたこのような予算は、任命権者である町長の勇氣ある責任と判断さえあれば何とでもなる問題であり、早期に改善すべきです。問題の多い国民健康保険特別会計予算は認められません。反対します。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○ 文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第19号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、保険料の滞納については、どのような対策をするのか。答弁としまして、これまでと同様に文書や電話による催告等を行います。

慎重審査の上、採決の結果、挙手多数であったため、委員長の採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○ 議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番（内田 保君）

議案第19号 令和2年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

まず、後期高齢者保険が2020年度から平均約10%の値上げとなっております。高齢者への負担を増額するもので問題です。また、これまで維持してきた激変緩和措置の均等割軽減特例の割合を8割から後退させ、7割5分、そして7割へと改悪がなされる提案となっております。これも高齢者の医療不安を呼んでいて認められません。

本来、後期高齢者医療は、国民健康保険制度から切り離すべき問題ではなく、75歳以上の高齢者に対して負担をさらに負わせる施策は問題あるものです。75歳以上の高齢者への医療保障は本来無料で対応するのが歴史をつくってきた高齢者への配慮ではないでしょうか。2008年から国民健康保険制度とは切り離されたこの制度は、高齢者を大事にしない根本的制度矛盾を抱える制度でもあります。後期高齢者医療特別会計予算には反

対いたします。

○議長（藤井満久君）

次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 令和2年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第20号 令和2年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第20号に対する審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地域密着サービス運営委員会の委員のメンバーと年何回の開催を予定しているか。また、傍聴することはできるか。答弁としまして、委員は、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、介護予防サービス事業者代表等の10名に委嘱しており、年2回の開催を予定しております。また、傍聴も可能です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を内田議員に許しますが、先ほども内田議員の反対討論の中に議員の参加の発言、申合せ事項、決定事項に当たる発言と思われる内容がありましたので、その辺は十分注意して反対討論を行ってください。

内田議員。

○ 5 番 (内田 保君)

議案第20号です。簡単にいきます。令和2年度南知多町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。

介護保険特別会計予算には、国保と同じく介護保険運営協議会の委員として、これも議員が参加し報酬を受ける予算がある... ..。

○ 議長 (藤井満久君)

内田議員に申し上げます。

今のところは申合せ事項だということです。控えてください。

○ 5 番 (内田 保君)

はい。

まさにこれは税金を二重取りすることで、これをやめるべきです。今年は4回の運営協議会が開かれる予定だそうです。第8期の介護保険の保険料原案は検討される大事な運営協議会です。行政は、広く町民の声こそ民意を広げられる努力を期待いたします。問題の起こるこの介護保険特別会計予算は反対いたします。

○ 議長 (藤井満久君)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第21号 令和2年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第21号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第22号 令和2年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第22号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、駐車場照明LED化工事において、取替えを行う照明の数量と電気料金の年間削減額は幾らか。答弁としまして、185本を取り替え、年間約40万円の電気料の削減を見込んでいます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第23号 令和2年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木浩二君）

ただいま上程されました議案第23号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、水道基本計画作成業務の内容は何か。答弁としまして、平成27年度に策定した水道施設更新計画に基づき、管路耐震化を進めてきましたが、今後の経営状況の改善、安定した事業経営を図るため、新たな計画を策定するものです。

次の質疑としまして、集金・検針業務委託料が増額となっている理由は何か。答弁としまして、半島側の検針員に欠員が生じており、町広報、ホームページ、回覧板で募集してきましたが応募がないため、今後の検針業務に支障を来さないよう、令和2年度から半島側の検針業務を民間に委託するからです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（藤井満久君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よつて、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第24 請願第1号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求め
る意見書」の採択を求める請願**

○議長(藤井満久君)

日程第24、請願第1号 「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求め
る意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣文教厚生委員長。

○文教厚生委員長(石垣菊蔵君)

ただいま上程されました請願第1号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て、御報告申し上げます。

請願に対しまして各委員に意見を求めました。

意見としまして、いろいろな整備を国がしっかりやることを町として要請し、また障
害者に介護・福祉・医療を総合的に支援する施設を造ってほしいという意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、挙手少数でありました。よつて、本請願は不採択すべき
ものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤井満久君)

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番(内田 保君)

「障害者が安心して生活できる「暮らしの場」の整備を求める意見書」の採択を求める請願について、紹介議員になっておりますので、その立場から賛成討論をいたします。

この子のために病気になれない、この子と心中を考えたことも。重度の障害を持つ母親の声が聞こえてきます。母親は何度も手術し、もう介護も限界。2018年に厚生労働省から国民の約7.4%、約936万6,000人が障害者との推計が出され、障害者の高齢化も指摘されております。

障害者権利条約には、第19条、障害者がほかの者と平等を基礎として居住地を選択し及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないことをうたっております。

権利条約上、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設なども不足し、多くの障害者が親の介護に依存せざるを得ない状況を改善する責務が国には求められております。親に依存するのではなく、障害者が希望する支援を受け、自分らしく暮らせる状況を早期に実現するようにすることが必要です。

障害者が24時間365日安心して生活できる暮らしの場として、小規模多機能入所施設、高度障害や重度身障者等にも対応できるグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置し応援することや、入所機能を備えた総合的な地域生活拠点施設を国の責任で整備すること、そしてそれを支える福祉職場の人材不足の解消のために、加算方式ではなく、基本報酬単価を大幅に引き上げる改修、そしてそれを実現するために障害者関連予算を大幅に増額し、施設、施策の重要な担い手になっている地方公共団体の財政を支援することです。

このような大事な障害者施策に対して、大いにこの意見書を挙げて障害者を応援したいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○ 議長(藤井満久君)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

日程第25 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

○議長（藤井満久君）

日程第25、発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、山本優作議員。

○1番（山本優作君）

発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者はお手元の発議書のとおりであります。

新型コロナウイルスによる感染症は、有効なワクチンや特定の治療法がない中、世界各地で拡散し、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨を宣言するなど、国際的な脅威となっています。

新型コロナウイルスについては、まだ有効な治療法が確立されておらず、無症状病原体保有者の存在や人から人への感染、そして国内でも死亡者が確認されるなど、連日マスメディアで大きく取り上げられています。

本町の基幹産業である観光やその関連企業には、多くの町民が従事しておりますが、風評に始まる宿泊予約のキャンセルの発生や観光施設の入り込み客数が減少しています。このような地域経済の停滞は地域活力の減退を招き、町民生活に深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。

よって、町民に安全で安定した生活を守るため、意見書を提出しようとするものであ

ります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号の件を起立によって採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第26 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（藤井満久君）

日程第26、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から、所管事項について閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第1回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、どうも御苦

労さまでした。

[閉会 11時18分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 内 田 保

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵